

令和4年12月15日  
関東信越厚生局

## 保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和4年12月14日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

### 【行政処分の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消

- |       |   |         |                     |   |   |   |                                |
|-------|---|---------|---------------------|---|---|---|--------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 茂松クリニック |                     |   |   |   |                                |
| (2) 所 | 在 | 地       | 東京都港区赤坂二丁目22番20号103 |   |   |   |                                |
| (3) 開 | 設 | 者       | 尹 政善 (茂松 政善)        |   |   |   |                                |
| (4) 指 | 定 | 取       | 消                   | 年 | 月 | 日 | 令和4年12月16日                     |
| (5) 根 | 拠 | と       | な                   | る | 法 | 律 | 健康保険法 (大正11年法律第70号)<br>第80条第5号 |

#### 2. 保険医の登録の取消

- |       |   |            |   |   |   |   |                                |
|-------|---|------------|---|---|---|---|--------------------------------|
| (1) 氏 | 名 | 尹 政善 (71歳) |   |   |   |   |                                |
| (2) 登 | 録 | 取          | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和4年12月16日                     |
| (3) 根 | 拠 | と          | な | る | 法 | 律 | 健康保険法 (大正11年法律第70号)<br>第81条第2号 |

### 【行政処分に至った経緯】

個別指導を実施したところ、実際には初診、処置、手術、麻酔を実施していないにもかかわらず、診療報酬が請求されているという疑義が生じたため個別指導を中断した。その後、患者調査を行ったところ、診療報酬を不正に請求している疑いが濃厚となったため、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和2年8月から令和3年7月まで計6日間の監査を実施したが、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

**【行政処分の主な理由】**

1. 保険医療機関

開設者である尹政善（茂松政善）は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

2. 保険医

保険医である尹政善は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。